

「基本的な指針」の見直し等に関する意見

一般社団法人大日本猟友会
会長 佐々木洋平

現行の「基本的な指針」が策定後5年を経過することから、その間の狩猟関係事項の経過や狩猟者の現状等を踏まえ、以下、検討・見直しが必要と考えられる事項を意見として述べます。

1. シカ・イノシシの捕獲目標達成のための各事業の「すみ分け」

ニホンジカ・イノシシの各都道府県の捕獲目標並びに2023年半減目標を確実に達成するためには、有害鳥獣捕獲事業・指定管理鳥獣捕獲等事業・新規鳥獣捕獲事業（仮称）の各事業内容・捕獲期間・捕獲区域を適切にすみ分け、より効果的な捕獲を推進することが必要である。

- ・ 有害鳥獣捕獲事業：農業被害防止のため、捕獲期間を4月～9月として、各市町村が実施
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業：基本的に希少種の重要生息地、国立公園・鳥獣保護区等を対象に、必要な期間に各都道府県が実施
- ・ 新規鳥獣捕獲事業(仮称)：被害予防（個体数調整）のため、狩猟期間の11月（北海道10月）～翌3月末に、各都道府県が全域を対象として実施

それぞれの事業の「すみ分け」により、
捕獲効率の拡大と狩猟者のモチベーション向上に繋がる。

（参考）指定管理鳥獣捕獲等事業に関する環境省と大日本猟友会の合意書（抜粋）

1. 認定を行う者は都道府県とし、効果的な捕獲を行うため、実施隊等が被害対策を十分に行っている場所や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先するなど、適切な役割分担とする。
2. 事業者は、当該都道府県において十分な捕獲実績を有するとともに、捕獲実施地域の実情に精通していること。

2. 鳥獣の保護管理を担う人材の育成・確保の強化

狩猟免許保有者数は、全体では横ばいの現状であるが、その内訳は、わな猟免許者が増加している一方で、高齢化の進行等により銃猟免許者は引き続き減少が続いており、このままでは有害捕獲等にも支障が出る事態となることが強く懸念されている。新規銃猟免許者の育成・確保は急務である。

しかし、狩猟免許という資格を取得しただけでは安全で十分な捕獲は出来ず、捕獲技術の向上はもちろん、鳥獣の特性・習性や地形、気象の変化等の習得が不可欠であり、一人前の狩猟者になるためには長い時間を要する。また、狩猟免許・銃砲所持許可の取得経費や銃・ガンロッカー・弾ロッカー等の購入費用等の多額の初期費用が発生する。

このため、特に第一種銃猟免許者の増加が急務であり、国・都道府県・市町村が協働で取組みを強化するとともに、各都道府県の鳥獣保護管理事業計画の中の「人材の育成」に関する内容をより実効性のあるものとする必要がある。

また、具体的な施策として、多額の初期費用（手数料・技術講習料等）を、国・都道府県又は市町村で助成することができる制度の確立を要望する。

なお、「隼より始めよ」で、大日本猟友会では、令和2年度より新規第一種銃猟会員加入者に一人当たり3万円、新規会員への銃譲渡者に2万円を助成する事業を開始している。

(参考) 免許種別大日本猟友会会員数の推移 (※国の狩猟免許データが最新でないため掲載)

(単位：千人)

会員種別	1990年 (H2)	2000年 (H12)	2010年 (H22)	2020年 (R元)
第一種銃猟	213	149	91	64
わな・あみ猟	3	7	21	38
総 数	220	159	114	104

3. 市街地へのクマ・イノシシ等の出没の増加に対する措置

近年、市街地にまでクマ類・イノシシ等の凶暴性のある大型動物の出没が各地で発生し、猟友会会員が要請を受けて捕獲に出動する例が増加しているが、現行の鳥獣保護管理法では、住居集合地域等における装薬銃の発砲は禁止されており、やむを得ない場合に限り、警察官職務執行法に基づく警察官の指示に従った発砲が認められている。

しかし、狩猟経験のない警察官が緊急現場での確な発砲指示を行うことは極めて困難であり、猟友会会員や市町村職員等の関係者が危険な目に遭遇したり、捕獲機会を逸してしまうことが多発している。

このため、大型動物が出没するおそれのある市町村においては、関係機関及び猟友会による対策協議会の設置、対処マニュアルの作成、事前訓練等の実施が必要であり、その旨を各都道府県の鳥獣保護管理事業計画に明記するとともに、当該市町村に対する都道府県所管部局による的確な指導が求められる。

また、緊急時の住居集合地域等における発砲については、現在はニホンザル等を想定した麻醉銃のみが認められていることから、事前の関係者による手順の協議・確認等を前提とした、熟達した狩猟者による安全等の自己判断の下での発砲が可能となるような措置を早急に検討することが必要である。

(課題)

- ・ 捕獲関係機関（警察署、市町村、都道府県等）は地元猟友会と連携した整備体制を行うこととなっているが、現状では連絡会議の開催、捕獲・事故防止マニュアルの作成、役割分担、想定訓練等はほとんど実施されていない。
- ・ 以下によるクマ類等の出没後の対応も、ほとんど明確になっていない。
 - ① 関係機関と猟友会との迅速な連絡・連携
 - ② 地域住民の安全確保
 - ③ 猟友会との平素からの訓練の実施及び猟銃発砲に伴う事故防止マニュアルの作成
 - ④ 事前の熟練捕獲者（緊急捕獲隊）の選定

4. くくりわなによる人身事故・錯誤捕獲の増加に対する措置

近年の有害捕獲機会の増加等により、「くくりわな」に人がかかったり、クマ類やカモシカなどの大型獣が錯誤捕獲される例が多発しているが、特にクマ類による受傷事故が増加している。

また、錯誤捕獲された大型獣をくくりわなからはずすことは極めて危険であり、昨年には愛知県でカモシカを放獣しようとした狩猟者が角で刺され死亡するという痛ましい事故が発生した。さらに、一度人間の生活域に出没した大型獣は再出没の可能性が高いことから、安易な放獣は避けるべきである。

このため、クマ類の生息する都道府県に限らず、くくりわなの「直径 12 cm 以下」という基準を厳格に順守することが必要である。

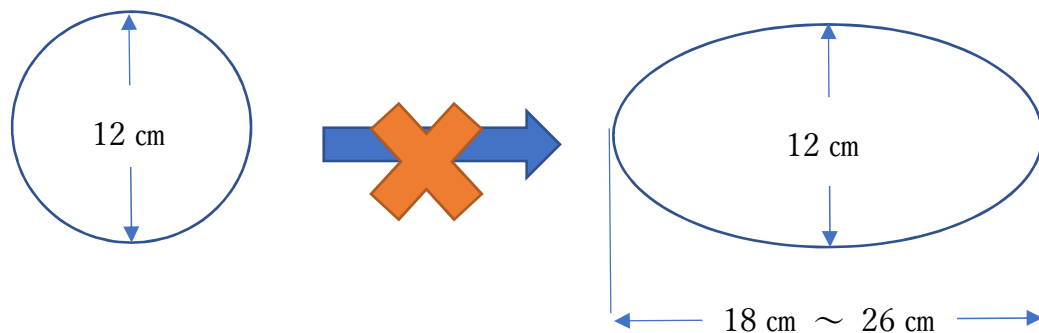
また、錯誤捕獲された大型獣の取扱いに関しては、地域住民や狩猟者の安全を第一として、現場の状況に応じた適切で速やかな対処が必要であり、鳥獣保護管理事業計画等におけるその対処方針の明記が求められる。

◆ 「くくりわな」の直径の計測方法について

くくりわなは、人身事故の防止やクマ類の錯誤捕獲防止等のため、輪の直径は 12 cm 以内とすることとされているが、現在のその計測方法は「短径」が 12 cm 以内とされ、現実には長径が 20 cm を大きく超える楕円形のわなが多く設置されている。

その結果、クマ類の錯誤捕獲が全国的に多発している他、昨年 4 月には山菜取りに行った婦人、2013 年には岐阜県での子供、2019 年には大分県で草刈作業中の男性等々の人身事故が発生しており、早急な対応が必要である。

くくりわなは、本来の趣旨に基づき、早急に最大径 12 cm 以内とすべき。



5. 「むそう網」に関する規制の強化

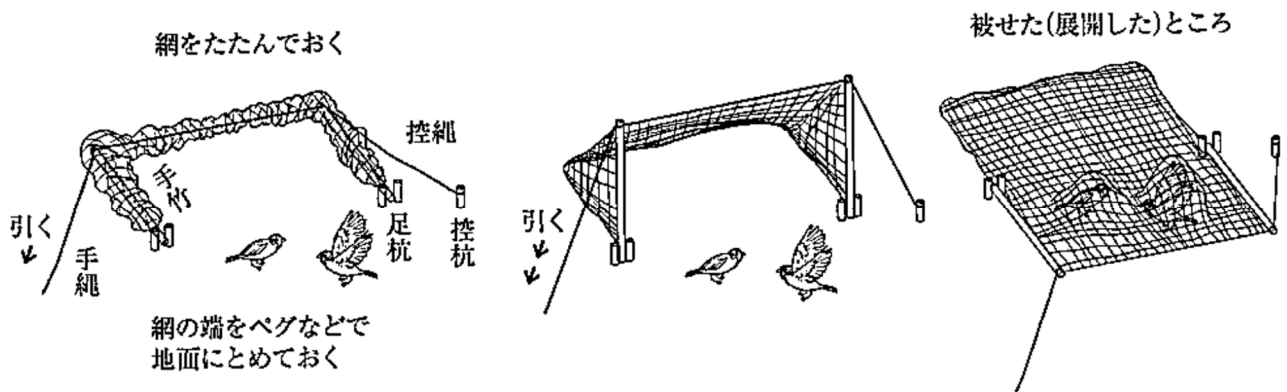
現行法では、「むそう網」によるカモ猟は、従来の手動式の小規模な網が想定されているためか、年間捕獲数が1人200羽以内と定められているのみで、網の大きさ、手動式・電動式の別等の網の形状等については何一つ規制がない。また、オシドリ等の保護鳥の錯誤捕獲防止についても特段の規制はない。

しかし、現在では、電動式等による極めて大型のむそう網（穂打ち型）が使用されている例があり、それによる猟では、1回で数百羽のカモ類が捕獲され、また、オシドリ等の保護鳥まで混獲されてしまい、大きな問題と考えられる。

このような捕獲は、もはや趣味としての狩猟の範疇を超えており、販売を目的として行われている場合も多いとも聞いている。

このため、カモ猟におけるむそう網の使用状況と捕獲の現状について、関係都道府県において早急な調査を行い、大型のむそう網の規制について早急に措置することが必要である。

(参考) むそう網（穂打ち型）



従来のむそう網（手動式）→ 電動化、大型化 → 大量捕獲、混獲

6. 科学的な調査に基づく鉛弾規制の必要性

鉛弾については、指定管理鳥獣捕獲等事業において使用が制限されたところである。

北海道では20年以上前からライフル銃用鉛弾の使用が禁止され、水鳥や猛禽類の鉛中毒の発生は多発した当時に比べると大きく減少しているが、北海道以外の都府県では、一部の鉛弾禁止区域以外の地域では鉛製の散弾・ライフル弾を使用しているものの、水鳥や猛禽類の鉛中毒はほとんど発生が見られず、北海道との相違について合理的な説明がついていない。

そもそも、ライフル弾は3,000m以上の飛距離があり、シカ等の個体に弾の破片が残存する確率は非常に低い。また、韓国では、狩猟が禁止されているにも拘わらず水鳥の鉛中毒が多発しており、韓国政府はその原因は釣り用の錘との見解を示していると聞いている。

このため、水鳥や猛禽類の鉛中毒については、その原因について不明な点が多く、国内外の情報を広く収集するとともに、国内でのきめ細かなモニタリング調査等を実施し、その原因を科学的に解明したうえで対処することが必要である。

なお、大日本猟友会では、北海道における鉛弾規制強化時には、代替弾使用の確実な実行等についての協力を行ったところであり、今後鉛中毒が多発し、その原因が鉛弾によるものと科学的に証明された場合には、規制強化に協力は惜しまないものである。

(参考) 散弾・ライフル弾を銅弾等に代替した場合の問題点

- ・ライフル銃は問題ないが、散弾銃は銃身を破損する可能性がある。また、銅弾及びタングステン弾等の価格は鉛弾の2倍から3倍することから、狩猟者には大きな負担である。
- ・立木に銅弾等が入った場合、鉛弾と違って硬いため、製材時に糸鋸が破損し大きな被害が発生する可能性があるが、その場合の責任（補償）の所在を明確にする必要がある。（※製材用糸鋸：1機1,000万円以上）